報酬を支給する選挙運動事務員、車上等運動員、手話通訳者及び

要約筆記者に関する届出書

（八雲町議会議員選挙）

　公職選挙法第１９７条の２第２項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　八雲町議会議員選挙候補者

　八雲町選挙管理委員会委員長　　外　崎　正　廣　　様

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 住　　　所 | 年齢 | 性別 | 使用する者の別 | 使用する期間 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

【備考】

１　「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職

選挙法第１４１条第１項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運

動のために使用する者にあっては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手

話通訳者」と、専ら要約筆記のために使用する者にあっては「要約筆記者」と記載するものとする。

２　既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合にお

いては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

　３　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に

あっては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印）があ

る場合はこの限りではない。

【記載上の注意】

　１　「備考」欄の具体的な記載方法は、例えば「○月○日に届け出た何某と○月○日から交代」と書く。